

# 空き家を適正に管理していただけますか

— 空き家を放置するその前に —

建築課空き家対策係

☎(63)2243

人が住んでいない「空き家」は放置しているとさまざまな問題が起こってしまいます。鹿沼市では、「空き家」に関する支援事業があります。管理に困っていたら、まずはご相談ください。

## 空き家を放置すると

こんな危険が：

所有している空家等を放置すると、「老朽化により倒壊といった危険性」、「草木の繁茂により害虫等の発生といった不衛生な状態」、「不審者の侵入やゴミの不法投棄等による治安悪化」といった問題点が発生します。

周囲に悪影響を及ぼすと判断された空家等は、法律に基づき「管理不全空家等」「特定空家等」に認定され、住宅用地特例の解除により税金が高くなる可能性があります。



## 空き家を管理するための鹿沼市の支援事業を紹介します

### 空家解体補助金制度

老朽化した空家を解体する場合、その経費の一部を補助する制度です。申請前の着工は、補助対象となりません。

**補助対象工事:**「不良住宅」や「特定空家等」となった空家家の解体工事

**補助対象者:**建物・土地の所有者、およびその3親等以内の親族

**補助金額:**解体費用の2分の1、上限50万円

**募集件数:**35件程度



▲詳しくは、市ホームページに掲載しています。

### 空き家バンク制度

空き家の売却・賃貸を考えている人に所有している空き家を登録し、市ホームページや広報かめまなどで空き家を利活用したい人をマッチングする制度です。

空き家以外にも店舗、空き地(宅地)、利活用希望者の登録も可能です。

交渉や契約の仲介は、協会推薦の市内業者を紹介することもできます。

※(令和8年3月時点)

累計登録物件数:232件

累計成約物件数:166件



### 空き家バンクリフォーム補助金制度

空き家バンク制度で住宅を購入した市外在住者または子育て世帯等が定住することを条件に、リフォーム費用の一部を補助する制度です。

**補助対象工事:**バンク物件のリフォーム工事

**補助対象者:**市外からの移住者、市内外を問わない子育て世帯等(18歳未満の子がいる世帯、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯)

**補助金額:**市外在住者の場合…リフォーム工事費用の2分の1、基本上限50万円(加算項目有)

子育て世帯等の場合…リフォーム工事費用の3分の2、上限100万円

**募集件数:**10件程度



## 空家等の相談窓口もご活用ください

空家等の売却や相続問題などについて、有資格者の立場から問題解決に向けて相談受付や対応等を行います。

空家等管理活用支援法人  
(公社)栃木県宅地建物取引業協会  
相談窓口:西茂呂3-1-7  
※協会所属業者  
(株)ベストウェイ ☎(62)8544

空家等管理活用支援法人  
(株)DANNAVISION  
相談窓口:銀座2-1869-3  
☎(78)4384

空家等対策の協定  
栃木県司法書士会  
相談窓口:上野町321-2  
※浅野知則司法書士事務所  
☎(78)4468

皆さんの身近に空家等があり、「通行の妨げになっている」「倒壊などの危険がある」といった場合は、市から所有者に対して適正に管理するように助言や指導を行いますので、ご相談ください。